

第734回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和4年3月10日（木）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
田の上	いくこ	委員
藤井	あきら	委員
土屋	みわ	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
亀田	雅子	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	相原	俊則

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はゼロ、傍聴人は 4 名となっております。よろしくお願いいたします。

それでは傍聴人をご案内いたします。

< 傍聴人入室 >

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。まず委員の交代についてでございます。第 4 号関係行政機関の職員の横山委員が異動されました関係で、現在後任の委員の委嘱手続を行っているところでございます。

続きまして、本日もご出席いただいております委員の方は 14 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます、審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 では、ただ今から『第 734 回東京都青少年健全育成審議会』を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは議事の 2 『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。

『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧ください。前回審議会以降の令和 4 年 2 月 14 日から令和 4 年 3 月 9 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定図書類とすること、また優良映画として 1 作品を推奨することを決定いたしました。2 月 17 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書類につきまして 2 月 18 日に告示、優良映画につきましては 2 月 22 日に公告をいたしました。

また青少年やその保護者等を対象に『ファミリールール講座』を合計 23 回開催いたしました。

また本日の審議会に先立ちまして、3 月 4 日に出版業界自主規制団体との打合せ

会を行いました。本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は『自主規制団体からの聴き取り結果』として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2 ページには過去1年間の不健全図書類の指定実績、また3 ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書類につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告を行う制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は今月もございません。

4 ページをご覧ください。都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の2月の活動状況を載せてございます。2月までに委嘱しております協力員は780名です。2月の活動者数は76名、調査店舗数は420店舗でございました。

確認する図書類でございますが、不健全図書類として指定した図書類である『不健全指定図書類』、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類でございます。

この3種類の図書類につきまして、協力員の調査結果をそれぞれの表に示しております。

まず、不健全指定図書類及び類似図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。

表示図書類につきまして、包装されていない店舗が1店舗、また区分陳列がされていない店舗が1店舗ございました。青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が3店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

続いて5 ページをご覧ください。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。1番目の表、書店等への立入調査及び2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、取り扱い不適切な店舗はございませんでした。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、カラオケボッ

クスにおきまして、青少年制限掲示がされていない店舗が1店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。問題がありました店舗につきましては、その場で是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしております。

続きまして6ページでございます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況を掲載してございますが、こちらは先月と変動はございません。また、自動販売機立入調査につきましては、2月は実施しておりません。

事務の施行経過につきましては以上でございます。

○会長 説明をありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 それでは再開いたします。これより調査・審議事項に移りたいと思います。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。お手元の資料のうち『調査・審議事項』と記載されております資料をご用意いただければと思います。

本日は1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。『調査・審議事項』と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。諮問第1165号でございます。

続きまして2ページをご覧くださいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和4年1月31日から令和4年2月28日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計88誌の

うち、7ページ、8ページに記載しております、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は「DEAR+COMICS 『青葉くんのシークレット・バージン』」令和4年2月15日に株式会社新書館より発行されております。過去1年間の指定は1回となっております。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準でございますが、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」でございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、3月4日に自主規制団体から意見を聴取して、その内容を3ページに取りまとめてございます。3ページをご覧ください。当日は12名の方が出席をされました。

自主規制団体のご意見といたしましては「指定やむなし」の意見が8名でございます。その主な内容は、「人格否定や器具などを使用する描写もなく、ストーリーも純愛的なもので問題はない。しかし、性器の消しが甘く、性行為場面においてとにかく擬音描写が多い。卑わい感を助長すると考える。指定該当。」などございます。「指定非該当」の方は3名で、その主な内容は、「絵柄の淡白さとコミカルな描写シーンのため、卑わいな感じはない。人格否定も見あたらない。ただし、性器修整の甘い部分が複数箇所見える。その点の判断によるが、最終的に卑わい感を感じとれず。指定非該当。」などございます。なお、保留の方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問ございますか。

では、特によろしければ調査に入ってください。よろしく申し上げます。

< 図書審査 >

○会長 では、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。それでは、G委員お願いいたします。

○G委員 はい。冒頭は読みやすく、ストーリー性もあるんですけども、ちよっ

と登場人物は少なく、性交シーンがメインであるなどという印象です。それから自主規制団体の方々の意見にも出ているんですけども、性器の描写がやはりはっきりしている。形状がはっきりしているのも、その点が一番気になります。区分陳列をしたほうがいいのではないかというふうに思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にD委員お願いいたします。

○D委員 はい。私はパッと見た感じではですね。非該当かなというふうに思っています。該当指定基準を見ますと、施行規則第15条第1項第1号イとロというところでありまして、ストーリー等はしっかりとしていて、性交の描写もあるにはあるんですけど、そこまで多くないんじゃないかと思っています。ちょっとこの該当の理由を確認したところ、イとロというのが「全裸若しくは半裸又はこれらに近い状態の姿態を描写することにより」というところは確かに該当している部分があるかなと思いますが、一方で、この後の卑わいな感じを与えというところが非常に主観的というか、判断が付かないところだなと思っています。またロのほうも「性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより、卑わいな感じを与え」というところで、この作者の絵の感じや、ストーリーの感じを踏まえて、そこまで卑わいな感じがあるかなというところで非常に悩ましいと思っています。自主規制団体からの聴き取り結果を見ますと、多くの方々は指定やむなしとしていまして、その多くの理由は性器や結合部分の消しの部分で、これは仕方ないというような書かれ方をされているかなと思っています。確かに見ると線一本で消えていたりとかで、もしかしたらこの業界の常識からすると全て隠すとか、そういうのが普通なのかもしれないなと思いつつ、ちょっと私にそこが判断付かないところがありましたので、結論としては保留でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にJ委員お願いいたします。

○J委員 はい。確かに絵の感じ、ストーリー性、性交シーンとかも見ても、卑わい感がそれほどある作品とは思えないんです。ただ、性的に未成熟な青少年がこの作品をBL作品として読んだ場合、どうしてもセックス一辺倒になります。セックスが主眼で、そのシーンを再三再四繰り返している。男性器の修整も甘く、BL作品ならもっと愛情表現を考慮して、構成すべきでしょう。これは、セックスオンリーで

すので、どうしても引っかかってしまいます。区分陳列の対象と思います。

○会長 はい。ありがとうございます。次にI委員お願いいたします。

○I委員 はい。性描写での性器の修整が大変甘いということと、あと擬音の使い方が大変激しいということで、子どもたちに見せていいとは思えませんので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にC委員お願いいたします。

○C委員 はい。私は指定該当と思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい。特に前半はストーリー性も感じられまして、明るい内容でこれは指定該当にはならないかなと思ったんですが、性交シーンにおける性器の描写は消しが甘くて、ちょっと考えましたが成人向けとせざるを得ないと思いました。指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に亀田委員お願いします。

○亀田委員 はい。先ほどD委員がおっしゃったように、卑わいな感じが見当たらなかったところが論点になるんだろうと思うんですけども、卑わいな感じというのは主観的なところがありますので、その感じ方というところでございますが、私は、青少年の健全な育成という観点からは卑わいに当たるということで、指定該当という結論でお願いします。今までずっと見てきた中では、まだそれほどでもない部類に属するかなという感じはいたしますが、卑わいか卑わいじゃないかというところでは、やはり卑わいに当たるのではないかというふうに考えます。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に高島委員お願いいたします。

○高島委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。確かにストーリー性としてはあまり問題がないと思いますけれども、性器の消しが甘過ぎたり、それから擬音の描写が非常に多いようなどころから、青少年が読むのにはふさわしくないというふうに考えました。以上です。

○会長 ありがとうございます。次にE委員お願いいたします。

○E委員 優しい印象を演出しているんですけども、性行為場面がとにかく多く、擬音描写も多いですし、卑わい感を助長しています。全体的に男性器の描写がかなりリアルで消しも甘いというところで、指定該当でお願いします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にF委員お願いいたします。

○F委員 はい。人格否定を思わせるところが特に感じるところはないラブストーリーですけれども、性器の修整は簡単で甘いことから、青少年が簡単に手に取って見られるものとして判断すると、これは指定該当はやむを得ないと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい。保留でお願いいたします。ほかの委員の方からもありましたが、何が卑わいかという部分非常に難しい判断だと思います。あと民間の自主規制団体のほうでも、指定非該当、保留という声もあるので、私も保留でお願いできればと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい。私もA委員同様に保留でお願いいたします。コミカルなタッチで、性器の修整は甘いついていうところはありますが、そこまで卑わい感を感じるものでもないのかなと思う一方で、やはり性交シーンも多かったりするというところで、ちょっと判断付かずというところで保留でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次に会長代理お願いいたします。

○会長代理 指定該当でお願いします。確かに人格否定という面はありませんし、それからストーリー性もあるわけですけれども、性的感情を刺激する描写、特に擬音であるとか性器の露骨な描写、あるいは性行為、これを露骨に描いていますので、卑わいな感じを与えるということで、指定該当でお願いします。

○会長 はい。ありがとうございました。それでは最後に私ですが、私も指定該当でお願いします。区分陳列がふさわしいと思います。全体的にストーリーは確かに流れてはいるのですが、性行為における性器の消しの甘さは、これまでいろいろと見ている中ではかなりはっきりと書いている絵だとは思いました。従って卑わい感は強いと思います。以上です。

では保留の意見の方がございましたので、何か追加で意見を言っておきたいという方がいらっしゃいましたら、お願いします。よろしいでしょうか。では、保留の方を除いてそれ以外の方は、指定該当ということでございますので、今回の諮問図書について、審議会としては指定該当ということで答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 では以上で調査・審議事項は終了しますが、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。都民の申出についてでございますが、2月はございませんでした。また、

次回に審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長 それではこれで調査・審議事項終了となりますが、最後に全体を通してご意見がある方はここでお願いいたします。ではA委員。

○A委員 事務局に1点お伺いさせていただければと思います。改めてですね。ちょっと付箋のですね。貼ってる基準について、ご説明いただけますでしょうか。

○若年支援課長 はい。付箋の基準でございますが、事務局におきましては性交又は性交類似行為の場面で、下半身が描かれている場合、自慰行為で性器描写がある場合、器具を使用した性的行為の描写がある場合等に、付箋を貼り付けてございます。審査のための目印というところで、特にその程度は問わず、そうした描写があるところに貼っているというところでございます。

○A委員 ありがとうございます。ちょっと今回見ていると、特に後ろのほうなんですけども、一番最後の付箋の場所、後ろから4番目、7番目等ですね。果たして付箋が適切なのかなという、いつもよりも厳しく付箋を貼ってるなという印象を受けましたので、このような質問をさせていただきます。以上です。

○会長 何か追加で事務局ございますか。

○若年支援課長 今回厳しく付箋を貼っているということは全くございません。性交の描写の場面で、さほど卑わいと感ぜない部分についても付箋が貼られているというところはあるかもしれませんが、特に今言われたような意図はございません。

○会長 はい。私たちの審議においても、影響はないことと思っています。ではほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは本日の調査・審議事項を終了しますので、傍聴人の方が再入室されますから、図書名が分かる資料等はしまってくださいと思います。

<傍聴人入室>

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず、本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する、不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

本日審議会に報告した都民の申出はございません。

不健全図書のご案内は、令和4年3月16日水曜日、プレス発表は告示日前日の令和4年3月15日火曜日となります。告示日若しくは告示日前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくようお願いいたします。

最後に、次の審議会についてご案内いたします。次回でございますが、令和4年4月11日月曜日15時30分から、場所は都庁第一本庁舎42階特別会議室Aを予定しております。

令和3年度の審議会は本日最後となります。なお、新年度4月1日から組織改正に伴いまして、事務局の組織名称が変更になります。新しい組織名称は、生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課となります。当審議会の運営等につきましては、大きく変わることはございません。次年度もどうぞよろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。それでは本日の審議会はこれで終了させていただきます。どうも皆さんありがとうございました。

午後4時13分閉会